

入札説明書

令和8年度沖縄県水道地図作成委託業務に係る公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び本入札に係る一般競争入札公告（以下「公告」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年6月22日

2 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称：令和8年度沖縄県水道地図作成委託業務
- (2) 委託業務の内容等：仕様書のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日から令和9年2月12日

3 入札参加資格

- (1) 本入札の参加資格は、公告の2に掲げる要件を全て満たす者であることとする。
- (2) 公告の2(9)の同種の業務については、地方公共団体による水道地図作成業務等、その他これに準じるものとして契約担当者が認める業務とする。

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、公告の2に掲げる入札参加資格を有することを証するため、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）を提出期間内に持参又は郵送により提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の確認を受けなければならない。

なお、提出期間内に申請書等を提出しない者や入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 提出書類及び提出部数

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）1部
 - イ 業務実績証明書（様式第2号）（公告2(9)関係）及びその証明書類（写し可）1部
 - ウ 法人にあっては、登記簿謄本 1部
- 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出方法等

ア 提出期間

公告の日から令和8年7月10日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県庁4階 保健医療介護部薬務生活衛生課
TEL：098-866-2055 FAX：098-866-2723

ウ 提出方法

持参又は郵送

上記4(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限り、令和8年7月10日(金)午後5時必着とする。また、郵送した旨を必ず連絡すること。

(4) その他

- ア 申請者は、入札日の前日までに申請書等に関し、説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には提出書類の追加に応じるものとする。
- イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- ウ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外には使用しない。
- エ 提出された申請書等は、返却しない。
- オ 申請書等の提出期限日の翌日以降は、申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

5 入札参加資格確認結果の通知等

- (1) 入札参加資格の確認結果は、令和8年7月15日(水)までに通知する。
- (2) 入札参加資格の有効期限は、入札参加資格を有してから上記2(1)の業務の契約締結日までとする。
- (3) 入札参加資格を有する者が上記3(1)の資格要件に該当しなくなった場合は、当該資格を取消し、当該資格者にその旨を通知する。

6 入札説明書及び仕様書に関する質問

(1) 入札説明書及び仕様書に関する質問

ア 質問の方法

質問書(様式第3号)を電子メールにより提出すること。

上記に示す以外の方法でなされた質問は受け付けない。

イ 提出先(アドレス)

aa024100@pref.okinawa.lg.jp

メールの件名を「令和8年度沖縄県水道地図作成委託業務に関する質問」とすること。

ウ 受付期間

公告日の午前8時30分から令和8年7月10日の午後4時まで

- (2) 質問の回答は、質問日の翌日以降に沖縄県ホームページに掲載する。

7 入札方法等

- (1) 入札書の様式は、入札書(様式第4号)による。
- (2) 入札者は、入札書を公告の5で定める日時及び場所に直接持参すること。
その際、併せて、上記5(1)の入札参加資格審査結果の通知も持参すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を算用数字もって入札書に記載すること。
- (4) 入札回数ごと(第1回~第3回分)の3通の入札書は、中が透けない封筒に入れて密封し、表面に件名及び入札者名を記載し、「入札書」と明記すること。

- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- (7) 入札者は、代理人をして入札に関する行為をさせる場合は委任状（様式第5号）を作成し、提出しなければならない。委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することはできない。
- (8) 入札者又は入札者の代理人は、本入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。
- (9) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札事務に関係のない沖縄県職員を立ち合わせて行う。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 二人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、本入札事務に関係のない沖縄県職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10 その他

- (1) 本入札に係る説明会は開催しない。
- (2) 本入札に係る最低制限価格は設定しない。
- (3) 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなくてはならない。
ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。
- (4) 本入札の参加者は、入札説明書を熟読の上、入札に参加すること。